

魚沼市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 趣旨

消費税・地方消費税率引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、「魚沼市プレミアム付商品券」事業の実施にあたり、商品券取扱店を募集します。

2 プレミアム付商品券の概要

発行総額	1億8,500万円（予定）
発行冊数	37,000冊（予定）
1冊あたりの構成	額面総額5,000円（1枚当たりの額面1,000円 5枚で1冊） ※購入者には1冊4,000円で販売（プレミアム分1,000円）
販売期間	令和元年10月1日から令和元年12月27日
利用期間	令和元年10月1日から令和2年1月13日

3 取扱店参加資格

市内に店舗、事業所を有する事業者。ただし、次の（１）～（５）に該当する者を除く。

- （１）魚沼市暴力団排除条例（平成23年魚沼市条例第31号）第2条第1号又は第2号に該当するもの
- （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業及び娯楽業を行っているもの
- （３）特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- （４）公序良俗に反する営業を行うもの
- （５）商品券が使用できない物品の販売及び役務の提供のみを行うもの
- （６）その他市長が不適当と認める営業を行うもの

4 商品券の使用対象にならないもの

- ・商品券（ビール券、図書券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・家賃・地代・駐車場等の不動産や金融商品に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・ギャンブルに係る支払い
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

5 申込方法

1 募集期間	令和元年8月1日（木）～9月30日（月） ※8月20日（火）までの申込分に限り、購入対象者へ送付する「取扱店一覧」に掲載します。それ以降は、市ホームページで順次取扱店として掲載いたします。
2 提出書類	①取扱店登録申込書 ②指定振込口座の通帳（表紙裏面）の写し
3 申込先	堀之内商工会 小出商工会 湯之谷商工会 広神商工会 守門商工会 入広瀬商工会
4 その他	・登録料、換金手数料は無料です。 ・複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに取扱店登録申込書を提出してください。

6 取扱店募集に関する問合せ先

堀之内商工会（Tel794-2433） 小出商工会（Tel792-2124） 湯之谷商工会（Tel792-1511）
広神商工会（Tel799-3279） 守門商工会（Tel797-2272） 入広瀬商工会（Tel796-2152）

7 その他商品券に関する問合せ先

魚沼市役所市民福祉部福祉支援課（Tel025-792-9767）